

別表 - 1

介護老人保健施設 田沢の郷 利用料金表

入所利用料 多床室（1割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本報酬	793	843	908	961	1,012
食費	1,600（第3段階② 1,360、第3段階① 650、第2段階 390、第1段階 300）				
居住費	437（第3段階 430、第2段階 430、第1段階 0）				
夜勤職員配置加算 ※1	24	24	24	24	24
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	18	18	18	18	18
1日あたりの利用料金	2,872	2,922	2,987	3,040	3,091
1月あたりの利用料金	86,160	87,660	89,610	91,200	92,730
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※3	1月の介護サービス費の合計の1,000分の97				

入所利用料 個室（1割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本報酬	717	763	828	883	932
食費	1,600（第3段階② 1,360、第3段階① 650、第2段階 390、第1段階 300）				
居住費	1,728（第3段階 1,370、第2段階 550、第1段階 550）				
夜勤職員配置加算 ※1	24	24	24	24	24
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	18	18	18	18	18
1日あたりの利用料金	4,087	4,133	4,198	4,253	4,302
1月あたりの利用料金	122,610	123,990	125,940	127,590	129,060
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※3	1月の介護サービス費の合計の1,000分の97				

その他の加算（1割負担）

（単位；円）

初期加算(Ⅱ)（30日間） ※4	30	30	30	30	30
外泊時費用 ※5	362	362	362	362	362
療養食加算 ※6	1食あたり 6	1食あたり 6	1食あたり 6	1食あたり 6	1食あたり 6
所定疾患施設療養費(Ⅰ) ※7	239	239	239	239	239
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) ※8	200	200	200	200	200
若年性認知症入所者受入加算 ※9	120	120	120	120	120
入所前後訪問指導加算(Ⅰ) ※10	450	450	450	450	450
入所前後訪問指導加算(Ⅱ) ※11	480	480	480	480	480
施行的退所時指導加算 ※12	400	400	400	400	400
退所時情報提供加算(Ⅰ) ※13	500	500	500	500	500
退所時情報提供加算(Ⅱ) ※14	250	250	250	250	250
入退所前連携加算(Ⅰ) ※15	600	600	600	600	600
入退所前連携加算(Ⅱ) ※16	400	400	400	400	400
新興感染症等施設療養費 ※17	240	240	240	240	240
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ ※18	10	10	10	10	10
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ ※19	5	5	5	5	5
ターミナルケア加算 ※20	死亡日当日 1,900、前日及び前々日 910、以前4日以上30日以下 160、以前31日以上45日以下 72				

入所利用料 多床室（2割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	1,586	1,686	1,816	1,922	2,024
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
居住費	437	437	437	437	437
夜勤職員配置加算 ※1	48	48	48	48	48
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	36	36	36	36	36
1日あたりの利用料金	3,707	3,807	3,937	4,043	4,145
1月あたりの利用料金	111,210	114,210	118,110	121,290	124,350
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※3	1月の介護サービス費の合計の1,000分の97				

入所利用料 個室（2割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	1,434	1,526	1,656	1,766	1,864
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
居住費	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
夜勤職員配置加算 ※1	48	48	48	48	48
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	36	36	36	36	36
1日あたりの利用料金	4,846	4,938	5,068	5,178	5,276
1月あたりの利用料金	145,380	148,140	152,040	155,340	158,280
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※3	1月の介護サービス費の合計の1,000分の97				

その他の加算（2割負担）

(単位；円)

初期加算(Ⅱ)(30日間) ※4	60	60	60	60	60
外泊時費用 ※5	724	724	724	724	724
療養食加算 ※6	1食あたり 12	1食あたり 12	1食あたり 12	1食あたり 12	1食あたり 12
所定疾患施設療養費(Ⅰ) ※7	478	478	478	478	478
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) ※8	400	400	400	400	400
入所前後訪問指導加算(Ⅰ) ※10	900	900	900	900	900
入所前後訪問指導加算(Ⅱ) ※11	960	960	960	960	960
施行的退所時指導加算 ※12	800	800	800	800	800
退所時情報提供加算(Ⅰ) ※13	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
退所時情報提供加算(Ⅱ) ※14	500	500	500	500	500
入退所前連携加算(Ⅰ) ※15	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
入退所前連携加算(Ⅱ) ※16	800	800	800	800	800
新興感染症等施設療養費 ※17	480	480	480	480	480
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ ※18	20	20	20	20	20
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ ※19	10	10	10	10	10
ターミナルケア加算 ※20	死亡日当日 3,800、前日及び前々日 1,820、以前4日以上30日以下 320、以前31日以上45日以下 144				

入所利用料 多床室（3割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本報酬	2,379	2,529	2,724	2,883	3,036
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
居住費	437	437	437	437	437
夜勤職員配置加算 ※ 1	72	72	72	72	72
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※ 2	54	54	54	54	54
1日あたりの利用料金	4,542	4,692	4,887	5,046	5,199
1月あたりの利用料金	136,260	140,760	146,610	151,380	155,970
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※ 3	1月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 97				

入所利用料 個室（3割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本報酬	2,151	2,289	2,484	2,649	2,796
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
居住費	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
夜勤職員配置加算 ※ 1	72	72	72	72	72
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※ 2	54	54	54	54	54
1日あたりの利用料金	5,605	5,743	5,938	6,103	6,250
1月あたりの利用料金	168,150	172,290	178,140	183,090	187,500
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※ 3	1月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 97				

その他の加算（3割負担）

(単位；円)

初期加算(Ⅱ) (30 日間) ※ 4	90	90	90	90	90
外泊時費用 ※ 5	1,086	1,086	1,086	1,086	1,086
療養食加算 ※ 6	1食あたり 18	1食あたり 18	1食あたり 18	1食あたり 18	1食あたり 18
所定疾患施設療養費(Ⅰ) ※ 7	717	717	717	717	717
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) ※ 8	600	600	1,350	1,350	1,350
入所前後訪問指導加算(Ⅰ) ※ 1 0	1,350	1,350	1,440	1,440	1,440
入所前後訪問指導加算(Ⅱ) ※ 1 1	1,440	1,440	1,200	1,200	1,200
施行的退所時指導加算 ※ 1 2	1,200	1,200	1,500	1,500	1,500
退所時情報提供加算(Ⅰ) ※ 1 3	1,500	1,500	750	750	750
退所時情報提供加算(Ⅱ) ※ 1 4	750	750	1,800	1,800	1,800
入退所前連携加算(Ⅰ) ※ 1 5	1,800	1,800	1,200	1,200	1,200
入退所前連携加算(Ⅱ) ※ 1 6	1,200	1,200	1,350	1,350	1,350
新興感染症等施設療養費 ※ 1 7	720	720	720	720	720
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ ※ 1 8	30	30	30	30	30
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ ※ 1 9	15	15	15	15	15
ターミナルケア加算 ※ 2 0	死亡日当日 5,700、前日及び前々日 2,730、以前 4 日以上 30 日以下 480、以前 31 日以上 45 日以下 216				

【別表 - 1 の利用料項目※1～18の内約】

- ※1 当施設では1日平均夜勤職員数5名以上で夜勤を行っております。夜勤職員配置加算として、1日につき算定します。
- ※2 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に、1日につき算定します。
- ※3 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の75に相当する額が、1月につき加算されます。
- ※4 入所した日から30日以内の期間について、1日につき算定します。
- ※5 居宅に外泊した場合、介護サービス費に代わり、1月に6日を限度として、1日につき算定します。外泊の初日及び最終日は算定しません（外泊時も居住費は算定します）。
- ※6 入所者の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※7 肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪により治療を必要とする状態となった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定します。
- ※8 入所した日から起算して3月以内の期間に、20分以上の個別リハビリテーションを、1週につき概ね3回以上実施した場合、1日につき算定します。
- ※9 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1日につき算定します。
- ※10 入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に、入所中1回を限度として算定します。
- ※11 上記施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に算定します。
- ※12 退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、施行的な退所時に、退所後の療養上の指導を行った場合、最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、1月に1回を限度として算定します。
- ※13 入所者が退所し、居宅において療養を継続する場合、退所後の主治医に対して、診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供し、紹介を行った場合に、1回に限り算定します。退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合であって、社会福祉施設等と同じく必要な情報を提供した場合も同様に算定します。
- ※14 入所者が退所し、医療機関に入院する場合、医療機関に対して、心身の状況、生活歴等の情報を提供し、紹介を行った場合に、1回に限り算定します。
- ※15 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めた場合に、1回に限り算定します。
- ※16 入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、退所に先立って利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、1回に限り算定します。
- ※17 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し、適切な感染対応を行った上でサービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。
- ※18 要件を満たす協力医療機関との間で新興感染症や一般的な感染症の発生時に連携して対応する体制を確保しており、院内感染対策に係る研修又は訓練に、年1回以上参加している場合に算定します。
- ※19 要件を満たす協力医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染抑制等に係る実地指導を受けている場合に算定します。
- ※20 医師が回復の見込みがないと診断した入所者について、入所者又はその家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成し、ターミナルケアが行われた場合、死亡日以前45日を上限として算定します。

その他の料金

(単位 ; 円)

理 美 容 代		電 気 代	
カット (女性)	1,900	テレビ (1ヶ月分)	300
顔そり (女性)	1,900	冷蔵庫 (1ヶ月分)	1,270
カットと顔そり (女性)	2,200	電気毛布 (1ヶ月分)	240
調髪と顔そり (男性)	2,500	文 書 料	
丸刈りと顔そり (男性)	2,300	入所証明書	2,200
調髪 (男性)	2,200	簡易な診断書	2,200
丸刈り (男性)	2,000	複雑な診断書	5,500
パーマ	4,300	身体障害者手帳用診断書	5,500
白髪染め	2,800	障害者年金受給用診断書	5,500
洗 濯 代		死亡診断書	3,300
私物洗濯代(1ヶ月分)	4,400	※2枚目から	500
タオルケット・綿毛布	440	2人部屋利用料 (1日)	500
毛布・二枚毛布	880	インフルエンザ 予防接種料	実費相当額
ドライクリーニング	実費相当額	浴衣代	3,520

※「私物洗濯代」について、1回に回収される枚数が12点以上になった場合、その都度

1回あたり別途550円がかかります。

当施設では、週2回の入浴・清拭時に衣類を洗濯に出します。その際、1度に出す衣類が12点以上になった場合、その都度、1回あたり550円が別途追加でかかります。